| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大　阪（大阪府大阪市此花区北港白津２丁目） | 大型変圧器・コンデンサー等 | Ｂ地域 | Ｃ地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、Ｅ地域の特殊コンデンサーの一部 | 2.0トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量） | 平成34年３月31日 | 平成34年４月１日から平成37年３月31日まで |
| | 安定器及び汚染物等 | Ｂ地域（小型電気機器の一部に限る。） | | | 平成34年３月31日 | 平成34年４月１日から平成37年３月31日まで |
| 豊　田（愛知県豊田市細谷町３丁目） | 大型変圧器・コンデンサー等 | Ｃ地域 | Ｂ地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部 | 1.6トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量） | 平成35年３月31日 | 平成35年４月１日から平成38年３月31日まで |
| | 安定器及び汚染物等 | Ｃ地域（小型電気機器の一部に限る。） | | | 平成35年３月31日 | 平成35年４月１日から平成38年３月31日まで |
| 東　京（東京都江東区青海３丁目地先） | 大型変圧器・コンデンサー等 | Ｄ地域 | Ｃ地域の車載変圧器の一部、Ｅ地域の大型変圧器の一部 | 2.0トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量） | 平成35年３月31日 | 平成35年４月１日から平成38年３月31日まで |
| | 安定器及び汚染物等 | Ｄ地域（小型電気機器の一部に限る。） | 北九州ＰＣＢ処理事業所及び大阪ＰＣＢ処理事業所から発生する廃粉末活性炭 | | 平成35年３月31日 | 平成35年４月１日から平成38年３月31日まで |
| 北海道（北海道室蘭市　仲町） | 大型変圧器・コンデンサー等 | Ｅ地域 | | 1.8トン／日（ポリ塩化ビフェニル分解量） | 平成35年３月31日 | 平成35年４月１日から平成38年３月31日まで |
| | 安定器及び汚染物等 | Ｄ地域及びＥ地域（東京ＰＣＢ処理事業所における処理対象物を除く。） | | 12.2トン／日（安定器及び汚染物等の量） | 平成36年３月31日 | 平成36年４月１日から平成38年３月31日まで |

㈱　事業対象地域については、以下のとおり。

Ａ地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

Ｂ地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

Ｃ地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

Ｄ地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

Ｅ地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

第３節　特別措置法に基づく処分の期間

１　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間等

平成28年の特別措置法の改正においては、計画的処理完了期限を確実に達成するため、新たに「処分期間」が設定されたところであり、同法第10条第１項の規定に基づき、保管事業者は処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。また、同法第18条第１項の規定に基づき、所有事業者（電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者を除く。）はその高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を処分期間内に廃棄（その使用を廃止し、廃棄物として取り扱うことをいう。以下同じ。）しなければならない。この処分期間の末日は、第２節に掲げる計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の１年前の日とする。ただし、処分期間の末日から起算して１年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者及び所有事業者にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の自ら処分、他人への処分委託又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならない。

また、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法及び関係省令の規定に基づき、特別措置法と同様の措置を講じる。

なお、先述したとおり計画的処理完了期限が事業対象地域ごとに異なることから、処分期間及び特例処分完了期限日も事業対象地域で差異があることに留意する必要がある。

２　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間

特別措置法第14条の規定に基づき、保管事業者は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、平成39年３月31日までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

第４節　保管事業者、所有事業者、処分業者、収集運搬業者、製造者、国及び地方公共団体の役割

１　保管事業者及び所有事業者の役割

保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。また、保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。保管事業者及び所有事業者と関係のある事業者団体等においては、保管及び処分の状況等の都道府県市への確実な届出並びに適正な保管及び計画的な処分又は廃棄が行われるよう、関係行政機関が行う保管事業者及び所有事業者への指導及び助言（以下「指導等」という。）並びに普及啓発に協力するよう努めなければならない。

また、保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物が処理されるまでの間、都道府県市の指導等に従い、ポリ塩化ビフェニルの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物ではないものとして処分したりすることのないよう適正に保管しなければならない。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、特別措置法に基づき、計画的かつ適正に処分を行わなければならず、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者は、特別措置法又は電気事業法の規定に基づき、計画的かつ適正に廃棄しなければならない。なお、保管事業者は、処分に当たっては、都道府県市の指導等に従い、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。